



県章

山形県公報

令和元年9月24日(火)
第41号

毎週火・金曜日発行

目次

告 示

- 西洋梨品種更新対策事業補助金交付規程を廃止する規程……………(園芸農業推進課) ……489
- 公共測量の実施の通知……………(県土利用政策課) ……同

選挙管理委員会関係

告 示

- 政治団体の設立……………490
- 政治団体の届出事項の異動……………491
- 政治団体の解散……………494
- 資金管理団体の届出事項の異動……………同
- 資金管理団体でなくなった旨の届出……………495

病院事業局関係

告 示

- 平成20年3月県病院事業告示第1号(山形県立病院の非紹介患者初診加算料の額)の一部改正……………同
- 平成28年4月県病院事業告示第1号(山形県立病院の再診加算料の額)の一部改正……………同

公 告

- 県営住宅入居者の一般公募……………(庄内総合支庁建築課) ……496
- 特定調達契約に係る落札者の公告……………(警察本部) ……501

告 示

山形県告示第300号

西洋梨品種更新対策事業補助金交付規程を廃止する規程を次のように定める。

令和元年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

西洋梨品種更新対策事業補助金交付規程を廃止する規程

西洋梨品種更新対策事業補助金交付規程(昭和41年4月県告示第403号)は、廃止する。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

山形県告示第301号

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、国土交通省東北地方整備局山形河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和元年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域

西置賜郡小国町大字岩井沢及び同町大字松岡地内（一般国道113号）

2 公共測量を実施する期間

令和元年9月12日から令和2年2月14日まで

3 作業の種類

公共測量（基準点測量、水準測量、地形測量及び路線測量）

選挙管理委員会関係

告 示

山形県選挙管理委員会告示第30号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定により、政治団体から次のとおり政治団体の設立の届出があった。

令和元年9月24日

山形県選挙管理委員会

委員長 熊谷

誠

1 政党の支部のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|---------------------|--------|----------|--------------------|----------------|
| 自由民主党山形県山形市第七支部 | 遠藤和典 | 高橋正樹 | 山形市千歳1-13-23 | 平成 31. 3. 4 |
| 自由民主党山形県長井市西置賜郡第二支部 | 五十嵐智洋 | 松木英司 | 長井市中道2-2-34 大栄ビル2階 | 令和 元. 8. 20 |
| 自由民主党山形県東村山郡第一支部 | 鈴木孝 | 武田公 | 東村山郡山辺町根際342 | 同 |

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）のうち国会議員関係政治団体以外の政治団体

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 会計責任者の氏名 | 主たる事務所の所在地 | 届出年月日 |
|--------------|--------|----------|----------------------|----------------|
| 高橋てるゆき後援会 | 山岸憲一 | 伊藤徳一 | 東置賜郡川西町大字下奥田1379 | 令和 元. 5. 13 |
| さいとう俊一郎を育てる会 | 工藤信一 | 増川繁雄 | 東根市大字島大堀255 | 同 5. 15 |
| やしま雅一後援会 | 佐藤節夫 | 梅津豊 | 西置賜郡飯豊町大字萩生689 | 同 5. 16 |
| 高橋亨一後援会 | 那須博 | 木村吉博 | 西置賜郡飯豊町大字萩生882 | 同 5. 27 |
| 小池まさる後援会 | 小池優 | 小池和子 | 西置賜郡飯豊町大字添川855 | 同 5. 29 |
| 毛利としひろ後援会 | 古城紀夫 | 最上洋一 | 西村山郡大江町大字本郷丙100-7 | 同 6. 4 |
| 古澤義弘を励ます会 | 飯田長四郎 | 三浦修 | 天童市駅西二丁目7-27 | 同 |
| 柿崎英矢後援会 | 甲州豊喜 | 山崎学 | 最上郡戸沢村大字名高1593番地の287 | 同 6. 7 |
| 寒河江司後援会 | 寒河江司 | 寒河江由春 | 東置賜郡川西町大字洲島4543 | 同 6. 10 |
| 飯豊たかはしまさる会 | 高橋勝 | 高橋勝 | 西置賜郡飯豊町大字添川645番地 | 同 6. 18 |

| | | | | |
|--------------|---------|---------|-------------------|------------|
| たけまた朋の会 | 竹 俣 朋 | 竹 俣 文 吾 | 東村山郡山辺町大字山辺231 | 同 6. 21 |
| 元気な高齢社会をつくる会 | 田 中 正 信 | 工 藤 孝 昭 | 村山市楯岡楯2-24 | 同 6. 24 |
| 田中正信後援会 | 高 梨 栄 | 工 藤 孝 昭 | 村山市楯岡楯2-24 | 同 |
| 阿部こうき後援会 | 阿 部 光 樹 | 阿 部 光 樹 | 最上郡戸沢村大字角川1478-1 | 同 6. 26 |
| 植松ひろし後援会 | 大 場 總 | 今 野 孝 | 東根市大字長瀬203番地の6 | 同 6. 28 |
| 菅孝を育てる会 | 菅 洋 一 | 菅 洋 一 | 最上郡最上町大字東法田679 | 同 7. 5 |
| 翔 春 会 | 安 達 春 彦 | 渡 辺 由美子 | 東村山郡山辺町緑ヶ丘五丁目7-12 | 同 7. 17 |
| 佐東幸治後援会 | 佐 東 幸 治 | 佐 東 浩 幸 | 東村山郡中山町大字土橋40 | 同 7. 23 |
| 「こやま大地」後援会 | 小 山 大 地 | 小 山 大 地 | 村山市大久保甲154 | 同 7. 24 |
| ふじの広美後援会 | 藤 野 美枝子 | 藤 野 和 男 | 西村山郡大江町大字左沢321 | 同 8. 5 |
| あべひでのり後援会 | 阿 部 秀 徳 | 阿 部 祐 美 | 酒田市若宮町1丁目21-13 | 同 8. 19 |
| 橋本あや子後援会 | 橋 本 彩 子 | 橋 本 光 弘 | 西村山郡大江町大字三郷丙404番地 | 同 |
| 佐藤孝一後援会 | 佐 藤 孝 一 | 松 田 孝 | 天童市久野本二丁目3番35-1号 | 同 8. 22 |
| 市民の和で創る酒田の会 | 丸 山 至 | 五十嵐 龍 一 | 酒田市二番町6番4号 | 同 |
| 高橋しげたか後援会 | 高 橋 卯 任 | 村 川 弘 安 | 村山市楯岡晦日町1-17 | 同 8. 23 |

山形県選挙管理委員会告示第31号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定により、政治団体から次のとおり届出事項の異動の届出があった。

令和元年9月24日

山 形 県 選 挙 管 理 委 員 会

委 員 長 熊 谷

誠

1 政党の支部

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異動事項 | 内 容 | | 異動年月日 |
|----------------|--------|----------|---------|---------|-----------------|
| | | | 新 | 旧 | |
| 自由民主党余目支部 | 梅津武雄 | 会計責任者の氏名 | 國 分 浩 実 | 押 切 のり子 | 平成 30. 4. 23 |
| 自由民主党山形県土地改良支部 | 村上 誠 | 会計責任者の氏名 | 山 平 吉 弘 | 渡 邊 正 弘 | 同 31. 4. 24 |
| 自由民主党舟形町支部 | 八 鞆 太 | 代表者の氏名 | 八 鞆 太 | 加 藤 憲 彦 | 令和 元. 5. 22 |

| | | | | | |
|----------------------------|---------|----------------|----------------------|------------------|-----------|
| 自由民主党山形県 歯科医師支部 | 富 田 滋 | 代表者の氏名 | 富 田 滋 | 永 田 秀 昭 | 同 6. 1 |
| 自由民主党酒田支 部 | 高橋千代夫 | 会計責任者の 氏名 | 佐 藤 喜 紀 | 進 藤 晃 | 同 7. 1 |
| 自由民主党鶴岡支 部 | 佐 藤 友 行 | 代表者の氏名 | 佐 藤 友 行 | 吉 田 義 彦 | 同 7.12 |
| 自由民主党山形県 参議院選挙区第一 支部 | 亀 瑞 穂 | 会計責任者の 氏名 | 亀 瑞 穂 | 草 刈 忍 | 同 8. 1 |
| 自由民主党河北町 支部 | 阿 部 恭 平 | 主たる事務所の 所在地 | 西村山郡河北町谷地字 東553-1 | 西村山郡河北町谷地乙 19 | 同 8.11 |
| | | 代表者の氏名 | 阿 部 恭 平 | 鈴 木 正 法 | |
| | | 会計責任者の 氏名 | 松 田 收 作 | 増 川 修 | |

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 異 動 事 項 | 内 容 | | 異動年月日 |
|----------------------|---------|-----------------------|-----------------------|--|----------------|
| | | | 新 | 旧 | |
| 近藤洋介後援会 | 佐野雅英 | 主たる事務所の 所在地 | 米沢市鍛冶町4545 | 米沢市金池5-13-3 KRビル金池1F | 平成 30. 6. 1 |
| | | 代表者の氏名 | 佐 野 雅 英 | 佐 野 清 一 | |
| | | 会計責任者の 氏名 | 高 木 茂 之 | 飯 鉢 文 吉 | |
| 原田まさひろと優 しい未来を創る会 | 原 田 和 広 | 国会議員関係 政治団体の区 分 | 国会議員関係政治団体 以外の政治団体 | 法第19条の7第1項第 1号に係る国会議員関 係政治団体かつ法第19 条の7第1項第2号に 係る国会議員関係政治 団体 | 同 31. 3.29 |
| 悠 創 会 | 古 山 悠 生 | 主たる事務所の 所在地 | 米沢市六郷町桐原2番 地 | 米沢市六郷町桐原177 番地 | 同 3.30 |
| 渡部秀一後援会 | 神 尾 元 | 代表者の氏名 | 神 尾 元 | 石 川 幸 夫 | 同 4. 7 |
| 山形県土地改良政 治連盟 | 村 上 誠 | 会計責任者の 氏名 | 山 平 吉 弘 | 渡 邊 正 弘 | 同 4.24 |
| 悠 創 会 | 古 山 悠 生 | 主たる事務所の 所在地 | 米沢市六郷町桐原177 番地 | 米沢市六郷町桐原2番 地 | 同 |
| 山形県木材産業政 治連盟 | 松 田 賢 | 代表者の氏名 | 松 田 賢 | 阿 部 昭 | 令和 元. 5.24 |
| 山形県電気工事政 治連盟 | 會津圭一郎 | 代表者の氏名 | 會 津 圭 一 郎 | 佐 藤 日 登 志 | 同 5.28 |
| 山形県社会保険労 務士政治連盟 | 高 橋 久 義 | 代表者の氏名 | 高 橋 久 義 | 板 垣 博 之 | 同 5.31 |
| 石井みどり山形県 後援会 | 富 田 滋 | 代表者の氏名 | 富 田 滋 | 永 田 秀 昭 | 同 6. 1 |

| | | | | | |
|-------------------|-------|---------------|-------------------|--|-----------|
| 山形県歯科医師連盟 | 富田 滋 | 代表者の氏名 | 富 田 滋 | 永 田 秀 昭 | 同 |
| 伊藤はじめ後援会 | 荒川 敬行 | 代表者の氏名 | 荒 川 敬 行 | 影 沢 須 暢 | 同 6. 4 |
| | | 会計責任者の氏名 | 高 橋 直 行 | 岸 守 | |
| 山形県獣医師連盟 | 片桐 弘一 | 政治団体の名称 | 山 形 県 獣 医 師 連 盟 | 山形県獣医師政治連盟 | 同 |
| | | 代表者の氏名 | 片 桐 弘 一 | 渡 邊 健 | |
| さいとう昭彦を励ます会 | 玉田 実 | 代表者の氏名 | 玉 田 実 | 大 内 明 | 同 6.16 |
| 内谷重治後援会 | 桑島 一郎 | 代表者の氏名 | 桑 島 一 郎 | 内 谷 驍 | 同 6.17 |
| この誠後援会 | 鈴木 公一 | 会計責任者の氏名 | 原 田 敦 生 | 酒 井 正 光 | 同 6.20 |
| 太田かつのり後援会 | 山本 顕弘 | 代表者の氏名 | 山 本 顕 弘 | 渡 部 徳 夫 | 同 6.29 |
| 日本薬業政治連盟 山形県支部 | 吉田 信吾 | 代表者の氏名 | 吉 田 信 吾 | 菅 原 清 | 同 7. 1 |
| 山形県農協政治連盟 | 黒井 徳夫 | 代表者の氏名 | 黒 井 徳 夫 | 柴 田 清 志 | 同 |
| 佐藤せいしち後援会 | 加藤 嘉郎 | 代表者の氏名 | 加 藤 嘉 郎 | 安 部 一 弘 | 同 7. 6 |
| さいとう昭彦を励ます会 | 玉田 実 | 主たる事務所の所在地 | 東村山郡山辺町大字大塚1123-2 | 東村山郡山辺町近江5番地の17 | 同 7.20 |
| 大沼みずほ後援会 | 亀 瑞穂 | 会計責任者の氏名 | 亀 瑞 穂 | 草 刈 忍 | 同 8. 1 |
| あべ寿一後援会 | 阿部 寿一 | 国会議員関係政治団体の区分 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体 | 同 8. 5 |
| 菊地かつひで後援会 | 鈴木 哲雄 | 代表者の氏名 | 鈴 木 哲 雄 | 佐 竹 正 勝 | 同 |
| | | 会計責任者の氏名 | 佐 竹 喜 悦 | 鈴 木 哲 雄 | |
| 新 寿 会 | 阿部 寿一 | 国会議員関係政治団体の区分 | 国会議員関係政治団体以外の政治団体 | 法第19条の7第1項第1号に係る国会議員関係政治団体かつ法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体 | 同 |
| 小関あつし後援会 | 小関 淳 | 主たる事務所の所在地 | 新庄市本町4-39 | 新庄市住吉町1-18 | 同 8.13 |

山形県選挙管理委員会告示第32号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第17条第1項の規定により、次のとおり政治団体の解散の届出があった。

令和元年9月24日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊谷 誠

1 政党の支部

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
|------------------|--------|-------------|
| 自由民主党山形県鶴岡市第一支部 | 阿部 信 矢 | 平成31. 3. 30 |
| 自由民主党山形県西村山郡第一支部 | 鈴木 正 法 | 令和元. 6. 4 |

2 その他の政治団体（政党及び政治資金団体以外の政治団体）

| 政治団体の名称 | 代表者の氏名 | 解散年月日 |
|---------------|-----------|--------------|
| えのもとひでまさ後援会 | 樋 渡 典 子 | 平成30. 12. 31 |
| 阿部信矢後援会 | 松 浦 敏 | 平成31. 3. 30 |
| 大場勇人を励ます会 | 飛 沢 正 美 | 平成31. 4. 16 |
| 長井洋山会 | 飯 鉢 文 吉 | 平成31. 4. 30 |
| 「いきいきかほく」を創る会 | 田 宮 栄 佐 美 | 令和元. 5. 12 |
| 金子一郎後援会 | 渡 部 和 男 | 令和元. 5. 31 |
| 佐藤智則後援会 | 成 澤 政 晴 | 令和元. 6. 25 |
| 共生社会懇談会 | 佐 藤 藤 弥 | 令和元. 6. 29 |
| 藤悠会 | 佐 藤 悌 夫 | 令和元. 6. 29 |

山形県選挙管理委員会告示第33号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第3号の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の届出事項の異動の届出があった。

令和元年9月24日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊谷 誠

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 異動事項 | 内 容 | | 異動年月日 |
|------------------|--------------------------|------------|-------------------|-------------------|------------------|
| | | | 新 | 旧 | |
| 草 島 進 一 | 草島進一後援会 草進会 | 公職の種類 | 鶴岡市議会議員 | 山形県議会議員 | 平成 29. 10. 23 |
| 五十嵐 智 洋 | 五十嵐智洋後援会 | 公職の種類 | 山形県議会議員 | 長井市議会議員 | 同 31. 2. 19 |
| 原 田 和 広 | 原田まさひろと 優しい未来を創 る会 | 公職の種類 | 山形県議会議員 | 衆議院議員 | 同 3. 29 |
| 古 山 悠 生 | 悠 創 会 | 主たる事務所の所在地 | 米沢市六郷町桐原2 番地 | 米沢市六郷町桐原 177番地 | 同 3. 30 |
| 古 山 悠 生 | 悠 創 会 | 主たる事務所の所在地 | 米沢市六郷町桐原 177番地 | 米沢市六郷町桐原2 番地 | 同 4. 24 |
| 阿 部 寿 一 | 新 寿 会 | 公職の種類 | 酒 田 市 長 | 衆議院議員 | 令和 元. 8. 5 |

山形県選挙管理委員会告示第34号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第2号の規定により、次のとおり資金管理団体でなくなった旨の届出があった。

令和元年9月24日

山形県選挙管理委員会
委員長 熊 谷 誠

| 資金管理団体の届出をした者の氏名 | 資金管理団体の名称 | 資金管理団体でなくなった年月日 |
|------------------|---------------|-----------------|
| 田 宮 栄 佐 美 | 「いきいきかほく」を創る会 | 令和元. 5. 12 |
| 佐 藤 藤 弥 | 共生社会懇談会 | 同 6. 29 |

病院事業局関係

告 示

山形県病院事業告示第1号

平成20年3月県病院事業告示第1号（山形県立病院の非紹介患者初診加算料の額）の一部を次のように改正し、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月24日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

「

| |
|--------|
| 5,000円 |
| 1,940円 |

」を「

| |
|--------|
| 5,090円 |
| 1,980円 |

」に改める。

山形県病院事業告示第2号

平成28年4月県病院事業告示第1号（山形県立病院の再診加算料の額）の一部を次のように改正し、令和元年10月1日から施行する。

令和元年9月24日

山形県病院事業管理者 大 澤 賢 史

「2,500円」を「2,550円」に改める。

公 告

公営住宅法（昭和26年法律第193号）第22条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和元年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 県営住宅の名称等

| 名称 | 所在地 | 規格 | 公募戸数 | 区分 | 家賃 | | | | 摘要 | | |
|----------------|-----------------|--|------|-----|---|---|---|---|--------|---|--------------------------|
| | | | | | 収入が104,000円を 超え123,000円 以下の者 円 | 収入が123,000円 を 超え139,000円 以下の者 円 | 収入が139,000円 を 超え158,000円 以下の者 円 | 収入が158,000円 を 超え186,000円 以下の者 円 | | 収入が186,000円 を 超え214,000円 以下の者 円 | |
| 県営美原アパ ート1号 | 鶴岡市美原町18 -1 | 住宅形式 3DK 1戸当たり 住戸専用 面積 74.2 平方メートル | 2 | 一般用 | 19,700 | 22,700 | 26,000 | 29,300 | 33,500 | 38,700 | 3月分 の家賃 に相当 する額 |
| 同 東部アパ ート1号 | 同 朝陽町6 -25 | 同 | 2 | 同 | 14,100 | 16,300 | 18,600 | 21,000 | 24,000 | 27,700 | |
| 同 2号 | 同 6 -5 | 同 | 1 | 同 | 14,100 | 16,300 | 18,600 | 21,000 | 24,000 | 27,700 | |
| 同 3号 | 同 6 -6 | 同 | 1 | 同 | 14,900 | 17,200 | 19,700 | 22,200 | 25,400 | 29,300 | |
| 同 茅原アパ ート1号 | 同 茅原草 見鶴16-1 | 同 | 3 | 同 | 17,000 | 19,600 | 22,400 | 25,300 | 28,900 | 33,300 | |
| 同 2号 | 同 | 同 | 1 | 同 | 15,800 | 18,300 | 20,900 | 23,600 | 27,000 | 31,100 | |
| 同 | 同 | 同 | 1 | 同 | 17,300 | 20,000 | 22,900 | 25,800 | 29,500 | 34,100 | |
| 同 3号 | 同 | 同 | 2 | 同 | 17,900 | 20,700 | 23,700 | 26,700 | 30,500 | 35,300 | |
| 同 城南アパ ート1号 | 同 城南町9 -34 | 同 | 2 | 同 | 18,500 | 21,400 | 24,500 | 27,600 | 31,500 | 36,400 | |
| 同 | 同 | 同 | 1 | 同 | 19,000 | 21,900 | 25,100 | 28,300 | 32,400 | 37,300 | |
| 同 2号 | 同 城南町9 -30 | 同 | 1 | 同 | 18,500 | 21,400 | 24,500 | 27,600 | 31,500 | 36,400 | |
| 同 未広アパ ート1号 | 同 未広町23 -63 | 同 | 1 | 同 | 22,700 | 26,200 | 30,000 | 33,800 | 38,600 | 44,600 | |
| 同 2号 | 同 23 -62 | 同 | 1 | 同 | 22,700 | 26,200 | 30,000 | 33,800 | 38,600 | 44,600 | |
| 同 3号 | 同 23 -60 | 2LDK | 1 | 同 | 22,700 | 26,200 | 30,000 | 33,800 | 38,600 | 44,600 | |

| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--|-----|--------------|---|------|---|---|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 同 | 同 | 同 | 64.2 | 1 | 同 | 16,500 | 19,100 | 21,800 | 24,600 | 28,200 | 32,500 | | 单身可 | | | | | | | | | | | |
| | | | | | | | | | | | | | | 同 狩川アパー ト | 同 | 58.0 | 1 | 同 | 12,500 | 14,400 | 16,500 | 18,600 | 21,200 | 24,500 |
| | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

(注)「収入」とは、入居者（申込者）及び同居親族の過去1年間における所得税法（昭和40年法律第33号）の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。

- (1) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (2) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (3) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (4) 入居者又は(1)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者1人につき 270,000円（その者が特別障害者である場合には、400,000円）
- (5) 入居者又は同居親族に寡婦又は寡夫がある場合には、その寡婦又は寡夫1人につき 270,000円（その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額）

2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、1の表の「摘要」の欄に「単身可」と記載のある県営住宅については、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族（婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。）があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又はロに掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又はロに定める金額を超えないこと。

イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円

(イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のあるものがある場合

- a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則（昭和25年厚生省令第15号）別表第5号の1級から4級まで
- b 精神障害（知的障害を除く。） 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令（昭和25年政令第155号）第6条第3項に規定する1級又は2級
- c 知的障害 bに規定する精神障害の程度に相当する程度

(ロ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合

(ハ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合

- a 戦傷病者特別援護法（昭和38年法律第168号）第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法（大正12年法律第48号）別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
- b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
- c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していない者

(ニ) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合

ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと。

3 選考方法

募集の区分欄に「一般用」とあるのは、世帯の区分にかかわらず、公開抽選により選考する。ただし、心身障がい者世帯、高齢者世帯、母子・父子世帯、生活保護世帯、多子世帯、その他国の通知等に基づき総合支庁長が認める世帯及び過去1年間に3回以上入居者一般公募に申込み、いずれにおいても選考されなかった一定の要件に該当する世帯については、当選確率を優遇するものとする。

4 申込期間及び方法

- (1) 申込期間 令和元年10月1日から同月7日までの午前10時から午後5時まで（土曜日及び日曜日を除く。）ただし、郵送の場合は、令和元年10月7日までの消印のあるものに限り有効とする。
- (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先
東田川郡三川町大字横山字袖東19番1

県営住宅指定管理者 株式会社西王不動産庄内事務所

5 入居の時期 令和元年12月上旬

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定した。

なお、この落札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和元年9月24日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 落札に係る特定役務の名称及び数量
山形県警察行政情報ネットワーク通信機器等更新業務 一式
- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
山形県警察本部警務部情報管理課開発運用係 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(626)0110
- 3 落札者を決定した日 令和元年8月22日
- 4 落札者の名称及び所在地
日本電気株式会社山形支店 山形市十日町二丁目4番19号
- 5 落札金額 128,700,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項の規定による公告を行った日
令和元年7月5日

令和元年9月24日印刷 発行所 山形県庁
令和元年9月24日発行 発行人 山形県